

○山北町有料広告掲載基準

平成18年6月26日

告示第25号

改正 令和3年3月17日告示第15号

(趣旨)

第1条 この基準は、山北町有料広告掲載要綱(平成18年山北町告示第25号)第4条に規定する基準として、定めるものであり、広告媒体への広告掲載の適否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 山北町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報であるため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告の内容及びデザインについては、山北町景観ガイドライン(平成15年3月策定)の趣旨に基づき、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、美観風致を著しく阻害するものであってはならない。なお、この基準に定める屋外広告とは、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)第2条に定める許可を要するものいう。

(個別の基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業に該当する業種又はこれに類する業種に係るもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの(禁煙啓発及びたばこの健康被害に係るものを除く)
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 占い、運勢判断に係るもの
- (6) 興信所、探偵事務所等の調査会社
- (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (9) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (10) 暴力団又は暴力団構成員、その他これに準ずるもの
- (11) 町税を滞納しているもの

- (1 2) 各種法令に違反しているもの
- (1 3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (1 4) その他、不相当であると町長が認める、業種や事業者  
(掲載基準)

第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - エ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
  - ク 社会的に不適切なもの
  - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現（誇大広告）の禁止（根拠となる資料を要する。）  
根拠のない表示や誤認を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等
  - イ 射幸心を著しくあおる表現の禁止  
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
  - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していること
  - エ 虚偽の内容を表示するもの
  - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
  - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
  - キ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
  - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するもの

とする

- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
  - ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
  - イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
  - ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの
- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの
  - ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
  - イ ヌード、水着姿を表示し、著しく注意を引くもの
  - ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
  - エ 絵柄や文字が過密であるもの

(WEBページに関する基準)

第9条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第10条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、当該広告媒体所管課が検討し、判断す

ることとする。医療、老人保健施設、選挙、墓地等に関する表示内容及び消費者関連法に基づく表示基準については、当該広告媒体主管課が判断した上で、内容の訂正・削除等が必要な場合には広告主に依頼することとする。広告主は正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

(その他)

第11条 この基準は、必要に応じて見直すものとする。

附 則

この基準は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第15号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。